新監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和8年10月27日

新潟市監査委員　古　俣　泰　規
同　伊　藤　秀　夫
同　細　野　弘　康
同　中　山　　均

監査結果等に基づく措置

令和8年度第1期定期監査及び行政監査結果報告（令和8年7月2日新監査公表第4号）分

監査の結果等（指摘・意見）内容	措置		
	措置実施部署	改善措置または対応措置（措置実施日）	再発防止措置（措置実施日）
≪指摘事項≫ 福祉部障がい福祉課は、令和8年2月随時払いの特別児童扶養手当について、同年1月随時払いのデータを誤って使用した。それにより、1月随時払いの受給者35人に再度支払われ、本来2月に支払われるべき受給者21人には支払われなかった。再度支払われた金額は2,572,770円、支払われなかった金額は1,248,940円で、これらの誤りによる影響額は3,821,710円に及んだ。再度支払われた受給者35人のうち31人に対しては令和8年4月定時払いで調整し、同年2月に支払われるはずであった受給者21人に対しては同年3月に支払われるよう事務処理を行った。なお、4月定時払いで調整できない4人に対しては返納を依頼した。 同手当は、各区役所健康福祉課がシステム処理を行い、障がい福祉課がシステムから厚生労働省へ送付する支払データを出力後、そのデータを指定された様式に加工し、内部で決裁を受けたのちに、同省へデータ及び様式を送信することで、同省からそれぞれの受給者に支払われる仕組みとなっている。本事案が発生した要因として、障がい福祉課が行う事務処理の過程において、担当者が一人ですべての作業を行っており、組織としてチェックする体制が整っていなかったことがあげられる。 本事案において、同手当の調整及び返納が生じたことや支払が1か月遅れたことは、受給者に少なからず影響を及ぼした。加えて、取り扱うデータの量が大きくなれば、より重大な結果を引き起こすおそれもあったといえる。今後、同様の誤りが生じないよう、障がい福祉課はデータを利用して事務処理を行う際のリスクを十分に認識したうえで、効果的な再発防止策を講じ、確実に事務を執行する組織体制を整備するよう強く求めるものである。 【有効性】	福祉部 障がい福祉課	再度支払われた受給者に対しては、次の定時払いで調整（調整できない場合は返納）。 本来支払われるはずであった受給者に対しては、翌月に支払った。 （令和8年2月12日）	決裁時において決裁者が提出データに誤りがないことを確認できるよう起案の添付書類に確認用書類を追加することとし、組織としてチェック体制の整備を行った。 （令和8年2月12日）
	【制度所管課】		
≪指摘事項≫ 本市直営の障害者施設である明生園は、障がい福祉サービスの利用者一人一人に合わせて作成が義務づけられている個別支援計画（以下「支援計画」という。）の作成手順の不備により、サービス提供の対価として国や地方自治体から支払われる介護給付費を返還することとなった。また、同園を所管する福祉部障がい福祉課は、令和4年11月に支援計画作成手順に不備があるとの情報提供により、同年12月に実地指導を実施したものの、口頭注意にとどまり、介護給付費の返還が必要であることの指導を行わなかった。 その後、令和7年1月に、支援計画の不備による介護給付費返還について公益目的通報がなされ、同年9月に本市法令遵守審査会から報告された審査結果を受け、同年10月に同課は再度調査を行った。その結果、支援計画原案作成の手順を欠き、支援計画担当者会議の開催要件を満たしていないことから、国の算定基準に従って個別支援計画未作成減算が適用され、過大に受領していた介護給付費の返還が生じることが明らかとなった。 返還すべき金額を同課が算出したところ、時効が未到来の令和2年11月から不備が是正される前の令和5年3月までの間にサービスを提供した70人分の介護給付費のうち、国と県に返還する金額は約7,800万円であることが判明した。 支援計画の策定手順の不備が長期にわたって是正されなかった要因として、同園における関係法令等に対する認識誤りがあげられる。また、当時の同園においては情報の周知や共有を行いやすい環境が整っていなかったこともうかがえる。さらに、同課の本事案に対する重要性の認識も不足していた。そのことによって、約7,800万円の返還金が生じ、本市の財政に大きな影響を及ぼしたことを重く受け止めるべきである。 本事案による利用者への直接的な影響はないとされているが、適正な手順により作成された支援計画により、引き続き一人一人の利用者に寄り添ったサービスを提供するとともに、同園の運営が市税その他貴重な財源で賄われることにも留意し、組織全体で適正な事務の執行を徹底するよう強く求めるものである。 【有効性】	福祉部 障がい福祉課・ 明生園	支援計画の作成手順の不備については、令和5年1月から順次是正を始め、同年4月以降は全利用者の是正を確認している。 上記不備による介護給付費の返還については、返還対象となるサービス、期間、利用者を特定し、返還額を算定（7,800万円）、返還方法を決定している（令和8年1月以降に支給される毎月の介護給付費と相殺）。 利用者、保護者への説明会を実施し、これまでの経緯と利用者への影響がないことを説明している。 （令和5年4月～）	基準省令に基づき、支援計画作成及びサービス業務全般について、確認と点検等を行い、適正に実施している。（明生園） 国の基準に即した指導の実施を公設・民設に関わらず、徹底している。また、明生園への定期的な訪問指導を行っている。（障がい福祉課） 不備事案を確認した場合は、障がい福祉課と福祉監査課が初動より連携し、適切な指導監査の実施を含む十分な指導ができるように取り組むこととした。また、指定権者（障がい福祉課）が事業所（明生園）を所管する体制が、恣意的な指導と受け取られないよう、令和8年度より独立した組織とした。 （令和5年4月～）
	【制度所管課】		

監　査　の　結　果　等 （指摘・意見）内容	措　　置		
	措置実施部署	改善措置または対応措置 （措置実施日）	再発防止措置 （措置実施日）
≪指摘事項≫ 　福祉部及びこども未来部では、災害時の地域での助け合いや地域における見守り活動などを目的として、避難行動要支援者名簿、高齢者名簿及び児童名簿を民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）に提供している。令和7年12月の民生委員一斉改選に伴い、新任委員へ名簿等を引き継ぐ際、児童名簿の誤廃棄が判明した。その後、新たな名簿紛失が判明したため、令和8年2月にすべての民生委員へ連絡し、名簿点検を実施した結果、避難行動要支援者名簿13人分、高齢者名簿2,486人分及び児童名簿11,949人分を紛失又は誤廃棄していることが判明した。 　これらの名簿は、福祉部障がい福祉課及び高齢者支援課並びに、こども未来部こども家庭課（以下「所管課」という。）が、地区民生委員協議会の会長を通じて、各民生委員に提供していた。所管課は、名簿の適切な管理について注意喚起をしていたものの、各民生委員が名簿を受領したかの確認記録を取っておらず、また民生委員交代の際も、名簿が確実に引き継がれていたかどうかを確認していなかった。さらに、古い名簿の取扱は、区役所への返却や民生委員自身による適切な処分を依頼するなど統一されていなかったため、最終的な状態が確認できなかった。 　民生委員法第17条によれば、本市は民生委員の職務に対し、指揮監督を行うこととされているが、所管課は名簿の受渡及び管理方法を明確に指示しておらず、個人情報保護に対する認識が不足していたといわざるを得ない。この度、約14,000人の個人情報が掲載された名簿を紛失したことにより、本市の情報管理体制への不信感はもとより、情報の外部流出への不安を長く市民に抱かせる結果となったことを、所管課は重く受け止めるべきである。 　個人情報の取扱については、「個人情報の保護に関する法律」において、行政機関の長等は保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止などのために、必要かつ適切な措置を講じなければならないとされている。所管課においては、本事案を真摯に受け止め、早急に再発防止策を講じたうえで、組織全体で個人情報の適切な管理を徹底するよう強く求めるものである。 【合規性】	福祉部 障がい福祉課 （避難行動要支援者名簿）	令和8年1月に民生委員に新たな名簿を提供する際、名簿の取り扱いに関する文書を同封し注意喚起を図った。 令和8年5月1日に記者発表し、事実の公表、謝罪、二次被害への注意喚起を行った。 紛失等該当者に対し、令和8年5月25日に個別謝罪文を送付した。 避難行動要支援者名簿を提供している全ての民生委員に対し、改めて名簿の適正な管理を求めた。 （令和8年4月1日～5月31日）	令和8年12月以降の名簿提供に向け、名簿管理体制の見直しを進めている。 （令和8年4月1日～）
	福祉部 高齢者支援課 ・ こども未来部 こども家庭課 （高齢者名簿及び児童名簿）	令和8年2月26日付で全民生委員へ名簿の回収を依頼し、名簿の存在の確認、取り扱いについて点検を実施。その後、名簿の再提供の際には市と民生委員との受け渡しの記録を確実に取り、令和8年4月10日付で「高齢者名簿・児童名簿の再度の提供と名簿の取り扱いについて」の通知文とともに名簿をファイルに綴り、民生委員へ再提供した。 令和8年5月1日に記者発表し、事実の公表、謝罪、二次被害への注意喚起を行った。 紛失等該当者に対し、令和8年5月25日に個別謝罪文を送付した。 （令和8年4月1日～5月31日）	市と民生委員との受け渡しの記録を確実に取り、名簿は「高齢者名簿・児童名簿の再度の提供と名簿の取り扱いについて」の通知文とともにファイル管理する。 令和8年7月より、再提供した名簿の所在確認を毎月民生委員に依頼し、確認結果を市へ報告してもらう。 名簿の必要性を改めて協議するために、民生委員へ名簿の活用状況に関するアンケートを実施し、その結果も踏まえ、市と民生委員とで名簿のあり方について検討するとともに、職員及び民生委員を対象とした研修を実施する。 （令和8年4月1日～）
	【制度所管課】 総務部 総務課	紛失又は誤廃棄（おそれを含む。）された保有個人情報に要配慮個人情報が含まれており、また本人の数が100人以上であるため、所管課に対し、個人情報保護法及び「新潟市保有個人情報の適切な管理のための措置に関する要領」（以下「要領」という。）の規定に基づき、速やかに個人情報保護委員会に報告するよう求めた。 所管課に対し、本人への対応、再発防止策の構築、保有個人情報の適正管理の徹底を求めた。情報共有を行い、対応の進捗管理を行った。 （令和8年4月1日～6月30日）	保有個人情報の適正な管理方法を徹底するとともに、職員の情報管理に対する意識を一層高めるため、毎年度実施している要領に基づく職員研修を今年度も確実に実施する。研修においては、今回の事案も含めた漏えい等の具体的な事例を職員へ周知するとともに、その発生原因や防止策について理解を深める内容を盛り込み、全ての職員に保有個人情報の適切な管理を再認識してもらうことで、同様の事案の再発防止を徹底する。 （令和8年9月～10月）
≪指摘事項≫ 　西蒲区役所健康福祉課は、巻ふれあい福祉センターの一部を新潟市社会福祉協議会に対し使用許可しているが、確認できる範囲で平成31年度から令和7年度までの間、使用許可に係る光熱水費の実費相当額の徴収（以下「実費徴収」という。）を怠っていた。また、巻ふれあい福祉センター及び西川社会福祉センターの一部を新潟市シルバー人材センターなど3者に対し使用許可しているが、確認できる範囲で令和2年度から令和5年度までの間、使用許可に係る実費徴収を誤っていた。 行政財産の使用許可に係る実費徴収については、新潟市公有財産事務取扱要領に定められており、使用者に料金の実費相当額を負担させなければならないとされている。徴収を怠っていた事案については、書類の残存する令和3年度以降の行政財産使用許可調書において実費徴収をするとされていたにもかかわらず、確認できる範囲で平成31年度から令和7年度までの間、299,051円が未徴収となっていた。また、徴収を誤っていた事案については、電気・ガス・上水道料金は基本料金を含めず算定すべきところ、基本料金を含めて算定し、その結果、本来徴収すべき額よりも134,547円を過大に徴収していた。なお、両事案とも、令和8年度中に相手方と法律に基づいて遡及可能な額の徴収や還付に向けた協議を行うことを確認している。 　これら一連の事務処理誤りは、同課が長期にわたり事務処理の根拠となる同要領を確認することなく事務を執行してきたことが原因である。同課は、令和3年2月に財務部財産活用課長名で発出された、実費徴収について再確認を求める注意喚起文書が発出された際や、他課における同様の事務処理誤りが公表された時など、実費徴収の状況やその算定方法を確認すべき機会が幾度となくあったが、確認を怠り、その後も誤った事務処理を継続していた。その結果、本来必要のない徴収や還付が生じることとなり、市政への信頼を損なうこととなった。このことは、財産管理事務の重要性に対する認識が組織として不十分であったといわざるを得ない。 　今後、同様の誤りが生じないように、同課においては、本事案を真摯に受け止め、再発防止策を講じるとともに、常に事務の根拠を確認しながら、法令等を遵守した適正な事務の執行を徹底するよう求めるものである。 【合規性】	西蒲区役所 健康福祉課	現在、遡及可能な額の徴収や還付について相手方に内諾を得ており、今後具体的な処理を行う。 当課職員に対し、貸付料や光熱水費の実費徴収について、改めて確認を行うよう指示するとともに、今後起案する際には、要綱等根拠となる資料を添付し、都度確認するよう事務処理の見直しを行った。 （令和8年7月1日～8月31日）	最新の新潟市公有財産事務取扱要領を必ず確認し、誤りがないか複数名で確認を行う。また、根拠となる最新の要領の写しを起案に添付し、決裁者は確認を行う。 （令和8年7月1日～9月30日）
	【制度所管課】 財務部 財産活用課	所管課において相手方と協議し、未徴収分の徴収及び過大徴収分の還付について了承を得て現在、処理を進めており、8月中には徴収及び還付事務を終了する予定である旨確認した。 なお、令和8年度分は4月から9月分を10月に請求することとなっており、新潟市公有財産事務取扱要領に基づく算定方法により適正な金額で徴収する旨確認した。 （令和8年7月1日～8月31日）	令和8年7月28日付け新財活第135号により、あらためて全財産事務管理者宛てに文書による注意喚起を行った。 また、5月下旬から6月に実施した新任財産事務担当者向けの研修においても光熱水費の実費徴収やチェック体制の構築について注意喚起を行っており、引き続き年明けの新年度向け研修においても注意喚起を行う。 （令和8年5月29日～7月28日）